



2021年9月16日

各位

会社名 株式会社ジェイホールディングス
代表者名 代表取締役社長 眞野 定也
(コード:2721 東証ジャスダック)
問合せ先 取締役 中山 宏一
(TEL. 03-6455-4278)

訴訟の結果に関するお知らせ

当社が2021年6月11日付「当社による訴訟の提起に関するお知らせ」にて公表した訴訟(以下、「本訴」といいます。)につきまして、本日、東京地方裁判所において当社元代表取締役に対する判決の言い渡しがありましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 訴訟を提起した裁判所及び年月日

- (1) 裁判所 東京地方裁判所
(2) 判決言渡日 2021年9月16日

2. 訴訟を提起した者

- (1) 名称 株式会社ジェイホールディングス
(2) 所在地 東京都港区麻布十番一丁目7番11号
(3) 代表者 眞野 定也

3. 訴訟を提起した相手

- (1) 当社元代表取締役
(2) 当社元子会社代表取締役

4. 訴訟内容及び請求金額

- (1) 訴訟内容 損害賠償請求事件
(2) 請求金額 62,594,000円

5. 訴訟提起に至った経緯、及び理由

当社は、2020年4月30日付「第三者委員会の調査報告書(最終)の公表と今後の当社の対

応に関するお知らせ」にて公表の通り、第三者委員会により、当社元子会社が過去に行った不動産取引について不適切な会計処理（以下、「本件不適切会計」といいます。）が行われており、また、本件不適切会計においては、本書 3.に記載の当社元代表取締役及び元子会社代表取締役に責任がある旨認定されたことから、両名に対して必要な法的手続きを執り行うことが適当であると判断し、2020年6月30日付「当社元代表取締役らに対する責任の追及に関するお知らせ」にて、その旨を公表いたしました。

その後、2021年5月21日付「金融庁による課徴金納付命令の決定についてのお知らせ」にて公表の通り、同日、金融庁から当社に対する課徴金納付命令を受領し、本件不適切会計に起因し発生した当社の損害額が確定したことから、本訴の提起を決定したものであります。

なお、本書 4. (2) に記載の請求金額の内訳は、課徴金納付額 18,000,000 円、調査関係費用 11,594,000 円、決算修正及び監査費用 33,000,000 円となります。

6. 判決の内容

当社元代表取締役の損害賠償責任を認め、当社の当社元代表取締役に対する請求金額全額の支払いを命じるものです。なお、当社元子会社代表取締役については、当社元代表取締役とは弁論が分離されており、今後も訴訟を継続してまいります。

7. 今後の見通し

本件による 2021 年 12 月期の連結業績に与える影響につきましては、現段階においては精査中であり、具体的な影響につきましては確定次第お知らせいたします。

以 上